

京都市会委員会条例の一部を改正する条例(平成23年5月18日京都市条例第 2 号)
(市会事務局議事課)

- 1 まちづくり消防委員会及び交通水道委員会に代えて、まちづくり委員会及び交通水道消防委員会を置き、それぞれの委員会の所管及び委員の定数を次のとおり定めることとしました。

名 称	所 管	委員の定数
まちづくり委員会	都市計画局及び建設局の所管に属する事項	13人
交通水道消防委員会	消防局、交通局及び上下水道局の所管に属する事項	17

- 2 特別委員会は、必要があると認めるときは、副委員長を6人まで(改正前は、4人まで)置くことができることとしました。

この条例は、平成23年5月18日から施行することとしました。

京都市会委員会条例の一部を改正する条例を公布する。

平成23年5月18日

京都市長 門川大作

京都市条例第 2 号

京都市会委員会条例の一部を改正する条例

京都市会委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「まちづくり消防委員会」を「まちづくり委員会」に、「建設局及び消防局」を「及び建設局」に改め、同条第5号中「交通水道委員会 交通局」を「交通水道消防委員会 消防局, 交通局」に改める。

第7条第1項ただし書中「4人」を「6人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(市会事務局議事課)